

お酒を飲むことは 納税することと覚えたり

酒 税歳入は明治25年の頃は地租に次いで2位、明治34年には、ビールが課税対象となり、1位になりました。現在の酒税歳入は税収全体の3.4%程度ですから、税の主役ではありませんが、2.6%の相続税よりも多いといえ、相変わらず重要な税であると思われるでしょう。

な お、酒税の中でビールと発泡酒の占める割合は7割ですから、ビール税と名称変更してもよさそうです。ちなみに、ビール1本当たりに含まれる総税金は46.2%だといわれています。

お 酒は贅沢品であり、飲酒には担税力があるというのが課税の根拠です。しかし、消費者を納税義務者にするの

は、その数の多さから徴税技術的に困難です。

そ こで、酒税法では納税義務者を酒類の製造業者および輸入酒類引取者としています。酒類製造業者となるには税務署から免許を受けなければなりません。

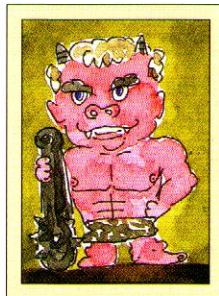
戦 後10年くらいは、田舎ではどこでも「どぶろく」を造っていました。それが密造で違法なこととしての宣伝と取締りが強化され、今ではそういう話はまったく耳になくなりました。都市部の川崎南税務署には、密造酒捜査中の税務職員が刺殺されるという事件のその殉難の顕彰碑が建っています。往時の取締りの厳しさが推測されるところです。

と ころで、自宅で梅酒を作ることは酒造にならないか、というと実はこれは酒造になります。しかし、販売しないこと、混ぜ物の制限に注意することの要件を満たせば、酒造ではないと解釈することになっています。

お 酒の販売も自由ではありません。酒場などで客に飲用目的で販売することは自由ですが、お酒の小売卸売を業とするには、原則として税務署から酒類販売業免許を受けなければなりません。

た だし、不要となったお酒をガレージショップや学校のバザーなどに出品したり、インターネットオークションで販売したりするのは、継続的な販売に該当しませんので、免許は必要ありません。また、ビール券は有価証券であって、酒類そのものではありませんので、ビール券の販売にも免許は必要ありません。

閑年の2月は1日長く、得をしたような、損をしたような、何か微妙ですが、多忙な方には好都合です。今月は贈与税の申告が1日から、所得税の確定申告が16日から始まります。各税務署では早期申告を勧奨しており、特に税還付となる場合は早い方が有利です。寒い日々の中、ふと、春の気配が漂います。「春近し雪にて拭う靴の泥 欣一」4日立春、19日雨水。



正直者で失敗するのは、正直のために失敗するのではない。他に事情があるのである。不正直で成功するのは、不正直で成功するのではなく、他に事情があるからである。

(文学博士 三宅雪嶺)

2月の税務メモ

(国 税)

- 贈与税の申告(2月1日より3月17日まで)
- 1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月17日まで)
- 12月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間(予定)申告

1日より
12日

16日より

29日
〃
〔地方条例による〕

(地方税)

- 1月分個人住民税特別徴収分の納付(特例適用者は6か月分)
- 12月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。